

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 3 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項 美郷町都市公園条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号・第 2 項、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (行為の制限)</p> <p>第 3 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として、写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を占有すること。</p> <p>(5) 打ち上げ花火、のろし、たき火その他これらに類する火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 前 2 項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>○美郷町都市公園条例施行規則 (許可の申請)</p> <p>第 2 条 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項又は条例第 3 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

	<p>(2) 条例第3条第1項の規定による行為の許可 都市公園内の行為許可申請書（様式第3号）</p> <p>2 前項の申請書の提出は、第1号にあつては当該行為の前30日、第2号にあつては当該行為の前3日までにしなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは提出期限を短縮することができる。</p> <p>（許可事項の変更申請）</p> <p>第3条 法第5条第2項又は次条第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、直ちに公園施設設置（管理、都市公園内の行為）の変更許可申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3日</p>
備 考	<p>当該行為の前3日までに申請。ただし、町長がやむを得ない理由があるとき、提出期限を短縮可（規則2条2項）</p>
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 12 条 美郷町都市公園条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例 （使用料の減免） 第 12 条 町長は、法第 9 条に規定する事業のため都市公園を使用するとき、その他町長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
	<input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例施行規則 （使用料の減免） 第 6 条 条例第 12 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 13 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 13 条 美郷町都市公園条例施行規則第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例 （使用料の不還付） 第 13 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、町長は、都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により都市公園を使用することができなくなったとき、その他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
	<input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例施行規則 （使用料の還付） 第 5 条 条例第 13 条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園予定地等における行為等の許可（第 3 条第 1 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 14 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 3 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項、第 14 条 美郷町都市公園条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 項、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 （行為の制限）</p> <p>第 3 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>（2） 業として、写真又は映画を撮影すること。</p> <p>（3） 興業を行うこと。</p> <p>（4） 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を占用すること。</p> <p>（5） 打ち上げ花火、のろし、たき火その他これらに類する火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 前 2 項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（公園予定地及び予定公園施設についての準用）</p> <p>第 14 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 23 条第 1 項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。</p> <p>○美郷町都市公園条例施行規則 （許可の申請）</p> <p>第 2 条 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項又</p>

	<p>は条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第3条第1項の規定による行為の許可 都市公園内の行為許可申請書（様式第3号）</p> <p>2 前項の申請書の提出は、第1号にあっては当該行為の前30日、第2号にあっては当該行為の前3日までにしなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは提出期限を短縮することができる。</p> <p>（許可事項の変更申請）</p> <p>第3条 法第5条第2項又は次条第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、直ちに公園施設設置（管理、都市公園内の行為）の変更許可申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>3日</p>
備 考	当該行為の前3日までに申請（規則2条2項）
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	予定公園施設等の使用料の減免（第 12 条準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 14 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 12 条、第 14 条 美郷町都市公園条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例 （使用料の減免） 第 12 条 町長は、法第 9 条に規定する事業のため都市公園を使用するとき、その他町長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 （公園予定地及び予定公園施設についての準用） 第 14 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 23 条第 1 項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。
	<input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例施行規則 （使用料の減免） 第 6 条 条例第 12 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	予定公園施設等の使用料の還付（第 13 条準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 14 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 13 条、第 14 条 美郷町都市公園条例施行規則第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 （使用料の不還付） 第 13 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、町長は、都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により都市公園を使用することができなくなったとき、その他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （公園予定地及び予定公園施設についての準用） 第 14 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 23 条第 1 項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。</p> <p>○美郷町都市公園条例施行規則 （使用料の還付） 第 5 条 条例第 13 条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日